

当院における結核症の発症について

この度、当院において、患者様及び職員より結核症の発症が判明いたしました。患者様、ご家族様および関係者の皆様方には、ご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

報道を受けて、一部の方々に誤解を与えるような情報が流れ、いわゆる風評被害により多くの方々にもご迷惑をおかけしております。

皆様にご理解頂きたい点としまして、患者様や職員などの結核感染者は、

現在どなたも結核菌の排菌はしておりませんので、他の方に感染させる恐れはありません。

また結核接触者健診対象に当てはまらない方は、今回の事例から結核がうつるようなことはありません。

これらの点はくれぐれも誤解のないように、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

結核症の診断経緯及びこれまでの対応等の詳細につきましては、下記のとおりです。

引き続き、関連各機関と協力のうえ、結核に感染した可能性がある皆様について、確認のための検査等を実施いたします。該当する方には当院から直接書面にてご連絡しましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■経緯

- ✓ 平成 29 年 12 月：1 人目の患者様が肺結核症と診断され（発端感染者）、大田区保健所へ届出し、治療のため専門施設へ転院されました。大田区保健所と協議の上、接触者健診を開始しました。
- ✓ 平成 30 年 2 月：接触者健診の結果、感染者が認められ、健診対象者を拡大いたしました。
- ✓ 平成 30 年 3 月：職員から 2 名、患者様から 1 名発病者が診断されました。院内対策会議を実施し、大田区保健所及び東京都福祉保健局へ報告いたしました。
- ✓ 平成 30 年 4 月：患者様から 3 名の発病者が診断されました。
- ✓ 平成 30 年 5 月：職員から 1 名、患者様から 2 名の発病者が診断されました。
- ✓ 平成 30 年 6 月：大田区保健所と当院での結核検討会議を実施いたしました。
- ✓ 平成 30 年 10 月：発端感染者と結核菌遺伝子型一致が確認され、集団感染事例と判断されました。東京都・大田区・品川区等関係関連機関と結核事例検討会を開催いたしました。

■感染症法における人権保護

感染症法に基づき、感染症患者様の人権保護につきましては特段の配慮が求められております。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■お問い合わせ先

社会医療法人財団 仁医会 牧田総合病院

事務局：03-3762-5147（越智・鈴木）

（お問合せ時間 月曜～金曜 9:00～17:00）